

【別 紙】

補助対象経費・対象外経費について

◆補助対象経費

事業報告時に領収書のコピー等、証拠書類の提出が必要となります。

科目	内容	対象経費内訳・支出基準
加盟団体活動補助費	事業（大会・教室・講習会等）運営に必要とされるもの ※食糧費除く	【1事業につき 10% (50%) 上限 50,000 円まで】 *報償費…大会賞品代、参加賞、審判員・看護士謝礼等 *消耗品費…大会に使用するボール等、救護用品、用紙等 *通信運搬費…各団体等への大会開催通知郵送料 *印刷製本費…大会用チラシ、要項等の印刷代 *会場使用料…大会開催会場及び大会前打合せ会議時の会場使用料 *備品借上料…大会に使用する機器等の備品の借用代 *保険料…大会行事保険
諸謝金	教室・講習会実施時の講師謝礼	*外部講師…不定期な普及教室講師【1人 60,000 円／2名以内、1回まで】 *内部講師…不定期な普及教室講師【1人 3,000 円／2名以内、1回まで】
指導者研修会費	公認指導者資格取得補助	*指導者研修会費…県教委、日本スポーツ協会ほかの公認指導者資格取得講習会にて取得した者は、実施要項記載の受講費を補助する。 【10人／年間程度 上限 5,000 円まで】 *指導者養成講習会が県外開催の場合の交通費を支給する。 【1人 1,000 円×受講日数】

～注意事項～

- 補助対象事業数は、前年実績事業+1までは計画書・予算書の提出ができます。
- 補助対象経費の科目名は、任意ではなく、上記*科目名のみ使用してください。
- 予算の都合上、補助対象経費であっても、すべてお受けできない場合があります。

◆対象外経費

基本的に補助対象経費として上記科目に明示される支出以外のすべて

食糧費	事業活動時における弁当等の食事代、飲料代
事務費	事務消耗品、総会等会議開催時の通知郵送料、印刷代
会議費	総会等会議開催時の会場使用料、用紙等の消耗品代、お茶等の食糧費 懇親会等の費用、飲食費
修繕費	備品等の修理代、メンテナンス費用
備品費	備品購入費
交通費	参加者の宿泊費、交通費、ガソリン代
使用料	練習時の会場使用料、バス代等
懇親会費	飲食費や懇親会の費用
各種会費	負担金、加入金、交際費、寄付金、慶弔費等
保険料	個人に対する傷害保険等